

報告第9号

令和元年度伊賀市下水道事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年6月4日提出

伊賀市長 岡本 栄

令和元年度伊賀市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	山田南地区農業集 落排水施設整備事 業	円 565,160,000	円 357,679,700	円 207,480,300	円 45,308,000	円 136,000,000	円 26,172,300	円 0	円 0	中継ポンプ施設の位置変更 に伴い、設置個所の選定に 不測の期間を要したため
		上野新都市浄化セ ンター長寿命化対 策事業	9,639,000	3,012,000	6,627,000	2,198,000	2,200,000	2,229,000	0	0	汚水処理工程の一部を完全 に止めなければならず、そ の協議に時間を要したため
		柘植浄化センター 長寿命化対策事業	43,127,000	13,032,000	30,095,000	11,660,000	11,300,000	7,135,000	0	0	当初予定していた機器のみ ならず、新たに別の機器も 交換が必要と判断され、そ の製造に時間を要するため
		ストックマネジメ ント事業	77,132,000	13,358,000	63,774,000	23,191,000	30,200,000	10,383,000	0	0	通報装置は旧市町村単位で 独自に導入しており、それ を統一するプログラムの再 構築に時間を要するため
		機能強化対策事業	86,300,000	15,853,000	70,447,000	27,740,000	34,600,000	8,107,000	0	0	通報装置は旧市町村単位で 独自に導入しており、それ を統一するプログラムの再 構築に時間を要するため
		農業集落排水施設 改修工事	25,150,000	0	25,150,000	0	0	25,150,000	0	0	通報装置は旧市町村単位で 独自に導入しており、それ を統一するプログラムの再 構築に時間を要するため
計			806,508,000	402,934,700	403,573,300	110,097,000	214,300,000	79,176,300	0	0	